

令和6年第4回定例会 建設環境委員会 委員長報告(所管事務調査)

ご報告申し上げます。

今期定例会において、建設環境委員会では、12月4日に「ナラ枯れ被害状況と対策」について、現地視察の後、関係部課長の出席を求め、所管事務調査を行いましたので、調査の内容について報告いたします。

執行部から、ナラ枯れ被害状況と対策について、現状と今後の方針等について、説明を受けた後、これに対する質疑を行いました。

はじめに、執行部からの説明の概要について申し上げます。

まず、ナラ枯れの現状について、

ナラ枯れの被害の発生状況は、埼玉県では、令和元年度に所沢市、新座市でナラ枯れ被害が確認され、本市では、令和2年度にナラ枯れ被害が智光山公園と稲荷山公園の北側斜面で確認された。倒木による危険の回避とカシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」と申し上げます。）の拡散防止のため、伐採等の対策を講じている。

次に、ナラ枯れの発生原因について、

ナラ枯れ被害の背景は、かつてナラ林は定期的に伐採され、炭や薪として使われてきたが、燃料が石油に移行し、放置されるようになったことにより、高齢木化、大径木化し、カシナガにとっては繁殖しやすい状況となり、樹木に穿入し、体に付着したナラ菌を感染させ、繁殖することで、水を吸い上げる機能を阻害し、ナラ枯れが発生している。

ナラ枯れのサイクルは、1年の周期の中で、6月から7月に枯れたナラの木から新成虫のカシナガが飛び出し、その後、6月から10月に健全なナラの木にカシナガが飛来し、穿入する。7月から10月に集中的にカシナガが木のほうに穿入し、菌が繁殖し、木がしおれ始め、樹木内にはカシナガが掘った坑道が無数見られる状態になり木が枯れてしまう。枯死したナラの木1本には、平均1,000頭程度のカシナガの成虫が生息しており、翌年にはその数十倍のカシナガが再び成虫となり、飛び立つと言われている。このため、カシナガの活動が休止する11月から翌年の5月までの間に被害木を根元から伐採し、処分することで、6月、7月にカシナガが飛び出していくことを防ぎ、拡散防止を図れることから、伐採することが最も有効な対策である。

次に、対策の状況について、

これまでの対策は、ナラ枯れ被害が広範囲に及んでいるため、倒木による人的被害や園路周辺等の安全面を最優先し、枯死木の伐採への対策を図っている。令和2年度から令和5年度までの伐採状況は、公園は1,191本、緑地は215本、合計1,406本の伐採を行っている。

令和6年度における対策は、当初予算で、智光山公園173本、緑地は10本、合計183本

になる。今回の12月の補正予算において、智光山公園119本、堀兼・上赤坂公園50本、合計169本の伐採を予定している。令和2年度から令和6年度までの公園及び緑地の累計は、1,758本の伐採となる予定。

次に、今後の方針について、

今後の対策は、令和2年度より対策を講じており、今年度で5年目となるが、未だ収束に至っていない状況であることから、引き続き、ナラ枯れの動向を注視し、利用者の安全の確保のため、園路付近等の対策を講じる。

また、埼玉県のナラ枯れ被害対策会議において、県や市町村等と引き続き情報を共有しながら、関係者と連携し対策を講じていく。

次に、主な質疑、答弁について申し上げます。

○ナラ枯れの被害対策における各年度の予算と総計は。との質疑に、

●令和2年度は伐採本数94本であり900万9,000円、令和3年度は414本3,487万円、令和4年度は431本4,149万7,500円、令和5年度は467本4,359万6,300円、合計は1億2,897万2,800円となる。令和6年度分の当初予算分は、1,822万8,100円であり、今回補正予算に計上した169本分は、1,877万6,000円となる。令和2年度から令和6年度の合計は、1億6,597万6,900円となる予定。との答弁。

○市の単独事業費では財政的に大きな負担がかかると思うが、見解は。との質疑に、

●ナラ枯れの対策費用には地方交付税の特別交付税が充当される。今年度においても、事業費の30%が充当される予定。緑地については、国、県の補助金があり、今年度は県の補助金を充当する予定で考えている。との答弁。

○緑地を保全するための措置は。との質疑に、

●伐採後、極端に公園等で樹木が減った箇所については、植樹を行っている。令和4年度は、智光山公園で12本、狭山台中央公園で50本の苗木を植え、堀兼・上赤坂公園では、令和4年度と令和5年度であわせて40本の植樹を行った。今後も伐採により減っていく箇所があるが、萌芽更新も期待されるところもある。状況を注視し、必要な対策を図っていきたいと考える。との答弁。

○智光山公園をはじめ4公園のほか、街区公園や児童公園において、ナラ枯れの被害はあるのか。との質疑に、

●街区公園等も点検はしているが、ナラの木はほとんどない状況であり、被害は確認されていない状況である。との答弁。

○埼玉県のアラ枯れ被害対策会議の内容は。との質疑に、

●アラ枯れ対策会議は令和4年の12月に設置され、埼玉県内でアラ枯れが令和元年度から始まり大分拡散してきている中で、39の市町村と県の農林部とみどり自然課、農林関係、国の林野庁等で組織されている。毎年アラ枯れ被害の各地の状況を報告し、共有している。また、対策方針については、伐採が一番有効的であると示されている。との答弁。

次に、主な意見について、申し上げます。

○事故等がないよう引き続き伐採を行っていただきたいが、対策を強化するため、国、県の補助金や交付金等も活用し、早急な対応をされたい、との意見。

○伐採の対象になっていなくても明らかに虫の穿入が確認できる樹木もあり、穿入した虫は数十倍になって成虫となって出ていくということを考えると、穿入した痕跡がある樹木に対して対策を講じないと被害は止まらないため、伐採の対象になっていないものの虫の穿入が確認できる樹木に対しては対策を検討されたい、との意見。

○枝の落下や倒木の危険性があるため、公園利用者の安全面の観点から、通路付近はテープ等で立入禁止にするなど、事故がないよう対策を講じられたい、との意見がありました。

所管事務調査を経て、アラ枯れ被害状況と対策について、確認することができました。当委員会として、今後も状況を注視しつつ、必要に応じて適宜報告を求め、調査、研究を進めていくことといたします。

以上で、今期定例会において建設環境委員会が行いました所管事務調査についての報告を終わります。